

J-mail

News Letter by J-center

北海道大学大学院 法学研究科 附属高等法政教育研究センター【J-center】



北大・大野池の秋景



No.41

CONTENTS

2013 Autumn

Project Report

第2回日本・トルコ刑事法シンポジウム「現代社会と刑法各論の諸問題」/「第2回応用倫理研究会」/学生講演会「性的少数者の権利保障とジェンダー～GID 嫡出子訴訟を題材に」/国際シンポジウム「尖閣問題と日中関係のこれから」/HOKKAIDO DIALOGUE「日中関係の新思考は可能か」/日中労働法国際シンポジウム「日中関係における労働関係の変容と労働法の役割」/「現代中国法研究会 第22回研究集会」/ワークショップ「体制転換と法」研究会/公開講座「大国化する中国を知る」

From Abroad

「何故マイアミ大学ロースクールなのか？」 北海道大学法学研究科教授 吉田邦彦

From Jcenter

「デジタル版ブックレットへの移行と移行後第1号(通算33号)の発行について」

第2回 日本・トルコ刑事法シンポジウム

「現代社会と刑法各論の諸問題」

去る3月28、29日の両日、北大東京オフィスで、第2回日本・トルコ刑事法シンポジウムが開催された。すでに2010年9月に第1回

第2回日本・トルコ刑事法シンポジウム

現代社会と刑法各論の諸問題

【第1セッション】 生命をめぐる犯罪
 Prof. Dr. Dr. İbrahim Hakiri
 ハーカン・ハーケリ
 Istanbul Medeniyet Üniversitesi
 岡上雅美 Masami Okane
 筑波大学

【第2セッション】 財産犯
 Univ. Düzce, Dr. Ozlem Yenerer Çakmak
 エズレム・イエネル・チャクマクト
 Marmara Üniversitesi
 ママラ大学
 森永真綱 Masatsuna Morinaga
 甲斐大学

【第3セッション】 社会的法益に対する罪
 Prof. Dr. Dr. İyener Ünver
 イェネル・ユンヴェール
 Eskişehir University
 エスキシェール大学
 小名木明宏 Akihiro Onagi
 北海道大学

※前編追加トピック演 (聴取不可)

日時：2013年3月28日(木)・29日(金) 両日とも10時～17時
 場所：北海道大学東京オフィス
 〒100-0005 東京都千代田区丸の内1丁目7-12 サシアワー 10階 Tel 03-3211-2055

【主催】日本トルコ合同刑事法研究会【共催】北海道大学 法学研究科附属高等法政教育研究センター
 【問合せ】北海道大学 小名木明宏 onagi@juris.hokudai.ac.jp

シンポジウムが東部トルコの都市ディアルバクルにあるディジュレ大学で開催され、今回は日本側がホスト役となった。

今回のテーマは、「現代社会と刑法各論の諸問題」で、トルコ側、日本側ともに3名のスピーカーがそれぞれ報告を行った。第1セッションでは生命をめぐる問題、第2セッションでは財産犯の問題、第3セッションでは社会的法益に対する犯罪

が取り上げられ、両国のさまざまな視点から活発に議論が行われた。とくに日本人参加者の興味を引いたのが、ハーケリ氏の報告で取り上げられた「血の復讐」と「一族の名誉のための殺害」である。これらの伝統的な風習と近代的な視点からこれを防止する刑法の役割を論じたものであった。

トルコ人の参加者は皆、日本が初めてであって、日本文化に憧れてきた。滞在中、和食しか食べないといって納豆まで食べていた人もいた。短い滞在の合間に、皇居、靖国神社、浅草、鎌倉等を散策し、日本文化を体験して喜び、2年後のトルコでのシンポジウムの開催、さらに4年後の日本での再会を誓い、イスタンブールへの帰路についた。



左から イェネル・ユンヴェール、高アンナ（院生）、エズレム・イエネル・チャクムート、森永真綱、小名木明宏、岡上雅美、ハーカン・ハーケリ 各氏

「第2回 応用倫理研究会」

このセミナーは、文学研究科にポストドクターとして留学中のリディア・パロブ博士と指導教員の中戸川孝治教授とが立案し、文学研究科応用倫理研究教育センターと高等研センターとが共催するという形で行われた。

基本的なテーマは、アジア人初のノーベル賞経済学者としてつとに著名なアマルティア・センが開拓した正義と平等に係る「潜在能力アプローチ」の意義についてで、ゲストとして、センとの協同で知られる一橋大学経済研究所の後藤玲子教授が招かれ、同教授の講演 "What is

the Adaptive Preference and What is the Plasticity of Preference? —the Scope of Capability Approach" とそれに対する二名のコメント（法・長谷川晃教授および文・池田誠助教）を軸として議論が行われた。

各報告の後の質疑応答では、特にジェンダーによる差別に対する「潜在能力アプローチ」の展開の可能性をめぐって、活発な意見交換がなされた。

**北海道大学大学院文学研究科
応用倫理研究教育センター**

Research Seminar on Capabilities, Values and Emotions

第2回 応用倫理研究会

共催：北海道大学大学院法学研究科・高等法政教育研究センター
 日時：5月16日(木) 18:15-20:00
 場所：W棟201室
 言語：英語

後藤玲子 教授
(一橋大学)

What is the Adaptive Preference
and What is the Plasticity of
Preference?
—the Scope of Capability Approach—

コメントーター：
 長谷川 晃 教授
(北海道大学大学院法学研究科)
 池田 誠
(北海道大学大学院文学研究科・博士後期課程)

Coordinator: Dr. Lydia de Tienda Palop
 連絡先: 応用倫理研究教育センター
 caep@let.hokudai.ac.jp

学生講演会

「性的少数者の権利保障とジェンダー ～GID 嫡出子訴訟を題材に」

去る5月28日午後16時半より新しいタイプの家族法研究の第一人者として知られる二宮周平教授（立命館大学）をお招きして、センター主催の学生講演会を開催した。テーマは二宮先生が近時、取り

北海道大学法学研究科
附属高等法政教育研究センター主催 学生講演会

**性的少数者の権利保障とジェンダー
～GID 嫡出子訴訟を題材に**

講演 二宮 周平
(立命館大学 教授)

挨拶 鈴木 賢 (北海道大学 高等法政教育研究センター長)
 代教員 尾崎 一郎 (北海道大学 教授)
 司会 長谷川 晃 (北海道大学 教授)

時 5月28日(火) 16:30～18:00 所 北海道大学 人文・社会科学総合教育棟 W103

【問合せ先】北海道大学大学院 法学研究科 附属高等法政教育研究センター jcenter@juris.hokudai.ac.jp

組んでおられる「性的少数者の権利保障とジェンダー」が選ばれた。講演では、東京高裁平成24年12月26日決定（性別の取り扱いを変更した

性同一性障害の人（従って自然的な生殖能力はない）に民法772条の嫡出推定の適用を排除）を中心的に取り上げ、性的少数者の現状から家族における法の役割という根本問題にも及ぶスケールの大きなものであった。そもそも法律上の嫡出子概念というものが自体が多くの擬制の上に成り立つ概念でありながら、「性同一性障害+性別取り扱い変更済み」の者にだけは、嫡出推定を認めないという態度に潜む問題性、政治性を思い知らされる内容であった。



講演中の二宮教授



国際シンポジウム

「尖閣問題と日中関係のこれから」



討論中の岡田 充氏、馬立誠氏



同上。左から 渡邊浩平、藤野彰、鈴木賢、佐藤千歳 各氏

北海道大学メディア・コミュニケーション研究院附属東アジアメディア研究センターと共催で「尖閣問題と日中関係のこれから」と題した国際シンポジウムを開催した。

両国のメディアの状況にも精通している3名の報告者は、それぞれ中国国内のナショナリズムの状況と政府の対応、および日中両国からみた尖閣諸島の問題について興味深い報告を行った。政治・経済・軍事的な利益と絡み合っ、尖閣問題が存在していて、中国政府にとって、それが政権の正統性にも関わる重大な問題であることが明らかにされた。そして、複数のコメンテーターによるコメントを経て、尖閣問題を中心に、日中両国政府の主張と思惑、民間の反応とメディアの動向について、熱い議論が交わされた。

日中両国の学者と学生が多く参加し、冷静かつ真摯に議論を行った今回のシンポジウムは、尖閣問題で政府間の関係が冷え切っているにもかかわらず、民間の交流を継続すれば、問題解決の糸口を見出せることを改めて示した。

主催：北海道大学大学院
法学研究科国際法と法政策研究センター、メディア・コミュニケーション研究院附属東アジアメディア研究センター

国際シンポジウム 尖閣問題と日中関係のこれから

日中関係に焦点を当てています。昨年2012年は日本と中国が国交を回復してから40年の節目でしたが、それを看做す気にはなりません。原因は「尖閣（中国名：釣魚島）」です。日本側による国有化決定を受けて、中国では激しい反日デモが起きました。その後、経済問題は一旦ひとまずお休み、さらには中国の富強化が中国の国際情勢に与えています。そもそも、尖閣はほんの小さな島嶼に過ぎない。この問題に解決の糸口を見出すことはできるのでしょうか。

青年会「尖閣諸島問題」（存在性）を主とした共同編行刊行員委員・岡田充氏、前副首相候補に「対日国策」を立案した元外務省参事官・藤野彰氏、元駐日大使・鈴木賢氏、さらに、今年の春まで北海道新聞北京支局長として、中国の文化をつまみ食いしていた北海道大学教授・佐藤千歳氏をお招きして、シンポジウム「尖閣問題と日中関係のこれから」を開催いたします。議論化する東アジアのみならず、尖閣問題とどうにか関係づけられたいという、中国が人間らしくていかに、日中関係をいかにしようとするかという点に注目したいと思います。ぜひご参加ください。（事前申し込みは必要ありません）

日時 2013年6月15日（土）14時～18時（開場13時半）
場所 北海道大学 情報教育館3階 多目的ホール（札幌市北区北17条西8丁目）

【講演】 14時～15時30分
「北京で見た反日デモ－再訪する「中国夢」とそのナショナリズム」 北海道大学准教授 佐藤千歳
「中国から見る「釣魚島」のゆくえ」 元駐日参事官 藤野彰氏、北大公共政策大学院教授 馬立誠
「直上の能力をいかに解くか－国家と主権の相対化を」 共同主催者 岡田 充

【討論】 15時45分～18時 「尖閣問題と日中関係のこれから」
参加者：佐藤千歳、馬立誠、岡田 充、鈴木賢（北大東アジア研究センター）、藤野 彰（北大アジアメディア研究センター）

■ 問合せ先 ■
東アジアメディア研究センター TEL.011-746-5283 kobeiw@imc.hokudai.ac.jp

HOKKAIDO DIALOGUE

「日中関係の新思考は可能か」

北海道大学公共政策大学院公共政策研究センター東アジア研究所と共催で「日中関係の新思考は可能か」と題した国際シンポジウム（HOKKAIDO DIALOGUE）を開催し、内政と外政の両面からこの問題へのアプローチを試みた。

内政については、中国の代表的なリベラル派学者である賀衛方氏による習近平新政権の動向に関する紹介とそれに対する評価が行われた。外政に関しては、如何なる選択肢が用意されていて、如何なる障害を克服すべきかについて、元「人民日報」評論員である馬立誠氏と、個人として参加していただいた在日中国大使館公使である垂秀

夫氏が、それぞれ対日外交と対中外交の角度から報告を行った。また、東アジアにおける多国間関係という大きな枠組みの中で日中関係を捉える試みとして、韓国と台湾の専門家をも招いて、コメントをいただいた。その後の議論は、尖閣問題を中心に展開され、歴史認識、安全保障といった問題に関する意見交換も行われた。



賀衛方氏



左から 徐行（通訳）、林成蔚、川島真、陳昌珠、馬立誠、垂秀夫、遠藤乾 各氏

日中関係の新思考は可能か

日時 2013年7月27日（土）10時30分～18時
場所 北海道大学人文社会科学研究棟409号室

【講演】
セッション1 <内政> 10:30～12:10
報告者 賀衛方（北京法政学院教授）「習均新政権の1年－暫定的評価」
コメンテーター 鈴木賢（北大大学院法政研究科国際法と法政策研究センター）

セッション2 <外政> 12:30～17:30
報告者 馬立誠（元駐日参事官）「対日新思考外交のいま」
報告者 垂秀夫（東京大学大学院総合文化研究科教授）「対中新思考外交を考える」
コメンテーター 川島真（東京大学大学院総合文化研究科教授）、陳昌珠（東京大学大学院総合文化研究科教授）

総論討論 結論 17:50～18:30

共催 北海道大学大学院公共政策大学院公共政策研究センター東アジア研究所
北海道大学大学院法学研究科国際法と法政策研究センター

日中労働法国際シンポジウム

「日中における労働関係の変容と労働法の役割」

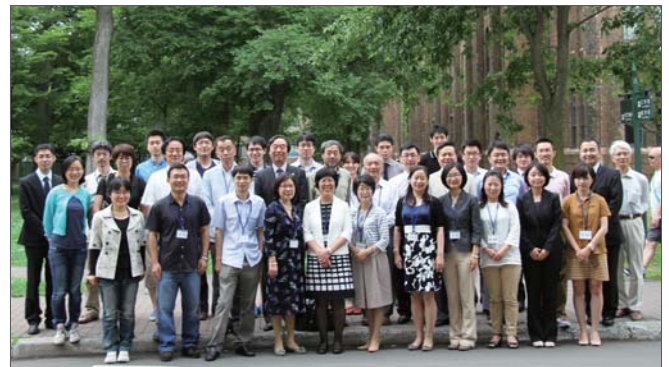
北海道大学労働判例研究会・中国人民大学労働関係研究所・中国首都経済貿易大学労働経済学院と共催で「日中における労働関係の変容と労働法の役割」と題した国際シンポジウムを開催した。2日間にわたって、日中両国計12の大学の学者が一堂に会して、「労働関係と労働立法の特徴と趨勢」「集団労働関係に関する法規制」「就職と雇用に関する法律問題」「労働者の利益保障に関する諸問題」という4つのテーマについて、合わせて21本もの充実した報告を行い、熱心に議論した。両国における労働法制の整備と労働関係の発展の状況を鑑み、報告と

<p>日中労働法国際シンポジウム 「日中における労働関係の変容と労働法の役割」 日時 2013年7月6日(土)、7日(日) 両日とも 9:00～17:00 場所 北海道大学 人文・社会科学総合教育研究棟 (W棟) W409</p>	
<p>一、労働関係と労働立法の特徴と趨勢</p> <p>常 貴 (北海道大学・教授) 「我が国の労働法に関する幾つかの考察」 野田 進 (北海道大学・教授) 「日本における労働関係の発展と立法上の課題」 藤 康彦 (京都府立大学・教授) 「中国における労働関係の発展の歴史と変遷の方向」 石井加寿 (明治大学・教授) 「中国における労働NGOの現状と課題」</p>	<p>7/6 (土)</p>
<p>二、集団労働関係に関する法規制</p> <p>辻中伸也 (慶応大学・教授) 北海道大学・名誉教授 「建設労働者の権利」 王 磊 (首都師範大学・教授) 「中国労働関係の発展と労働法」 高 阿 (北京師範大学・教授) 「中国における労働紛争のメカニズムに関する研究」 池 藤 (中国人民大学・講師) 「中国における集団的労働紛争の発生原因とその問題点について」 藤 文志 (京都府立大学・教授) 「中国における労働関係に関する法規制の分析」 藤 康彦 (京都府立大学・教授) 「中国における労働関係の発展の歴史と変遷の方向」 藤 康彦 (京都府立大学・教授) 「中国における労働関係の発展の歴史と変遷の方向」</p>	<p>7/7 (日)</p>
<p>三、就職と雇用に関する法律問題</p> <p>藤田 悠 (北海道大学・教授) 「日本型雇用システムにおける解雇規制の機能」 藤岡久雄 (中央大学・教授) 「中国における労働関係の発展と労働法」 任 立 (北京師範大学・教授) 「中国における労働関係の発展の歴史と変遷の方向」 藤 文志 (京都府立大学・教授) 「中国における労働関係に関する法規制の分析」 山下 昇 (九州大学・教授) 「中国における労働関係の発展の歴史と変遷の方向」</p>	
<p>四、労働者の利益保障に関する問題</p> <p>鈴木 賢 (北海道大学・教授) 「非正規労働者に適用した労働モデルと労働法の役割」 藤岡久雄 (中央大学・教授) 「中国における労働関係の発展と労働法」 李 麗 (中国人民大学・教授) 「中国における労働関係の発展の歴史と変遷の方向」 池 藤 (中国人民大学・講師) 「中国における労働関係に関する法規制の分析」 藤 文志 (京都府立大学・教授) 「中国における労働関係に関する法規制の分析」 藤 康彦 (京都府立大学・教授) 「中国における労働関係の発展の歴史と変遷の方向」 藤 康彦 (京都府立大学・教授) 「中国における労働関係の発展の歴史と変遷の方向」</p>	

議論は主に中国における労働紛争とその解決に重点を置いていたが、非正規雇用、労働NGOの機能と役割、過労死問題といったホットな話題に関する議論も行われた。また、ベトナム労働法における労働組合も中国のそれと類似しているため、比較の対象として取り上げられた。中国では、労働関係が個別型から集団型へと変化していて、それに

れていないため、その過程において多くの紛争が噴出したとされている。代表的な例として、2010年に日系企業を中心に起きたストライキブームが挙げられる。これらの紛争を解決するためには、法整備はもちろんのこと、労働者の権利・利益を代表し、それを守るために闘う労働組合の存在も不可欠である。しかし、中国ではそのいずれもが欠けていることが指摘され、将来解決すべき課題として認識されている。2日間のシンポジウムを経て、日本との比較を通じて、日本の経験と教訓を学び、中国におけるこれらの問題を解決するためのヒントが得られる、という共通認識が参加者の間で形成された。

日中における労働法と労働関係に関するこれほど大規模な国際シンポジウムを開くことは、両国の学界にとって、初めての試みである。そして、労働法の専門家のほかに、経済学・管理学の専門家の参加を積極的に受け入れることによって、学際的なアプローチも可能になった。今回のシンポジウムの成功を受けて、今後も年1回のペースで同様のシンポジウムを今回の参加校で開催することが提案された。



参加メンバーによる記念撮影

現代中国法研究会 第22回研究集会

現代中国法研究会の研究集会は22回目を迎えて、初めて北海道大学で開かれた。初日の若手研究会においては、4名の報告者がそれぞれ、中国におけるアンペイド・ワークに対する補償請求制度、外国人の教育を受ける権利、事例指導制度と関連する事例、および台湾における氏の意義について、報告・議論を行った。2日目の午前の部は中国語セッションである。中国労働法学の第一人者である本研究科の常凱教授が、中国における労働関係の変容と労働法の対応について報告を行い、質



初日の若手研究会

疑と議論を交えつつ労働法制の今後の展望を紹介した。午後の部は「中国法の変容と不変：非ルール的法との対話」をテーマとしたシンポジウムである。中国法制史の専門家、寺田浩明氏が概念化した伝統中国法のキー概念である「非ルール的法」の現代法理解への援用可能性とその限界、このテーマが意味すること（いかなる社会を前提としているのか）、また将来的な展望について検討した。寺田氏本人による概念の説明と「近代法」論の提示が行われた後、3名の報告者がそれぞれ民事法、刑事法と環境法の角度から、その射程を検証した。その後の議論は、伝統中国法と現代中国法との類似性の背後にある原因、歴史的な連続性の存否、政治体制との関連性といった論点をめぐって展開した。なお、午後のシンポジウムにおける報告と議論は高等研ブックレットとして公表する予定である。

若手研究会

学 報 院 (北海道大学大学院法政研究科法政教育センター)
 「アルバイトワークに対する補償請求制度の適用と問題——ジェンダーの観点から中国語版を40名を呼ぶ」
 藤 康彦 (北海道大学大学院法政研究科)
 高橋孝浩 (中国政法大学刑事司法学院)
 「中国における外国人の教育を受ける権利——法社会学的方法アプローチから」
 藤 康彦 (北海道大学大学院法政研究科)
 藤 康彦 (北海道大学大学院法政研究科) 「労働関係の発展と変遷の方向」

9/6 (金) 14:00～17:30 (受付 13:30～)
 会場：ファカルティハウス「エンレイソウ」2階 第一会議室

現代中国法研究会 第22回研究集会
 2013年9月6日(金)・7日(土) 北海道大学

9/7 (土) 10:00～17:30 (受付 9:30～) **W409**
 会場：人文・社会科学総合教育研究棟

<午前の部>
 【報告】常 貴 (北海道大学) 「中国における労働関係の変容と労働法の役割」
 【討論】
 【特別招待セッション】高見澤 康 (東京大学) 「法科教育を志す」

<午後の部>
 【シンポジウム】「中国法の変容と不変：非ルール的法の法との対話」
 寺田浩明 (京都大学) 「非ルール的法の法」と論と近代法の位置関係について」
 王 磊 (北京師範大学) 「非ルール的法の法」と論と近代法の位置関係について」
 藤 文志 (京都府立大学) 「中国における労働関係に関する法規制の分析」
 藤 康彦 (京都府立大学) 「中国における労働関係に関する法規制の分析」

問合せ：北海道大学大学院法政研究科法政教育センター ☎ jcenter@juris.hokudai.ac.jp



ProjectReport 2012年3月～2013年9月

ワークショップ

「体制転換と法」研究会

5月、7月と10月に計3回のワークショップ「体制転換と法研究会」を開催した。5月の報告者である本センターの鈴木賢教授と徐行講師は、それぞれ中国における市民活動をめぐる法環境と市民の司法参加システムを紹介した。いずれの報告も法制度とその背後にある政治体制に着目したもので、現地調査に基づく実証研究の成果が盛り込まれている。7月の報告者は中央大学の伊藤知義教授と本研究科の朴鍾碩助教である。両報告者はそれぞれ「ロシアの不動産善意取得をめぐる欧州人権裁判所判決」と「社会主義体制変化論と北朝鮮の変化」をテーマとする報告を行った。特に北朝鮮に関する報告は注目を集め、熱い議論を引き起こした。10月の報告者は北星学園大学の篠田優教授と北見工業大学の阿曾正浩准教授、及び本研究科博士後期課程の呉逸寧



5月11日の研究会

平成25年度公開講座（道民カレッジ連携講座「教養コース」）

「大国化する中国を知る」

日本と中国との交流は、経済分野においては依然として盛んであるが、政治分野では尖閣問題や反日暴動をきっかけに一気に冷え込んできた。民間の交流もその影響を受けている。世界経済を牽引する中国の成長が失速しないことを期待しつつも、軍の拡張や環境汚染による影響などを心配する声は日本のメディアを賑わせている。このような状況を踏まえて、今年の公開講座では「大国化する中国を知る」というテーマを立て



今年度講師の顔ぶれ

第1回 鈴木賢 第2回 李妍淑
第3回 常凱 第4回 徐行

氏である。篠田・阿曾両先生は写真を交えつつ「日口法学会議2013」について紹介し、呉逸寧氏は事例分析を通して中国法における違約金増減額に関するメカニズムを検討した。

「体制転換と法」研究会

2013年05月11日(土)14時～

場所：北海道大学 法学部棟3階 センター会議室 (315号室)

報告Ⅰ「中国における市民活動をめぐる法環境——国家と市場の狭間に染み出す「社会」(2013年「社会体制と法」研究会プレ報告)

報告者：鈴木賢 (北海道大学・教授)

報告Ⅱ「中国における市民の司法参加システム——人民陪審員制度」(2013年比較法学会ミニ・シンポジウムプレ報告)

報告者：徐行 (北海道大学・講師)

報告Ⅲ「中国・韓国・台湾の製造物責任法の現状と特徴」(2013年比較法学会プレ報告)

報告者：崔光日 (尚美学園大学・教授)

2013年07月20日(土)14時～

場所：北海道大学 人文・社会科学総合教育研究棟 W 205

報告Ⅰ「ロシアの不動産善意取得をめぐる欧州人権裁判所判決」

報告者：伊藤知義 (中央大学・教授)

報告Ⅱ「社会主義体制変化論と北朝鮮の変化」

報告者：朴鍾碩 (北海道大学・助教)

2013年10月05日(土)14時～

場所：北海道大学 人文・社会科学総合教育研究棟 W 507

報告Ⅰ「中国法における違約金増減額に関するメカニズム(仮題)」

報告者：呉逸寧 (北海道大学大学院博士課程)

報告Ⅱ「日本とロシアにおける憲法と法文化——日口法学会議2013について」

報告者：篠田優・阿曾正浩 (北星学園大学教授、北見工業大学准教授)

て、市民社会(NGO)、女性、労働者、裁判という4つの切り口からアプローチして、受講者に中国の素顔を見せる試みをした。去年と同様に、本センターのセンター長を含む4名の講師(内3名は中国人教員)による4回連続の講演会という形をとった。

各回とも中国に精通した講師による入念な準備が行われ、写真や画像、図表など直接視覚に訴えることができる教材が用意された甲斐もあって、会場

には毎回、ほぼ一杯の受講者が詰めかけ、教室は熱気が満ちていた。質疑応答のセッションも好評をいただいております、熱心な受講者に恵まれて、毎回2時間の講演会が短いと感じるほど充実したものとなった。

中国に関する研究は本センターの主要な関心でもあり、今後もこのような形で本研究科の研究成果を広く社会へ還元する試みを続けていきたい。



平成25年度公開講座「大国化する中国を知る」

第1回 7月22日(月)

「中国における市民社会の生成——党・国家・市場との関係から」

法学研究科附属高等法政教育研究センター教授 鈴木賢

第2回 7月29日(月)

「中国の女性はいま——ジェンダー秩序の変容」

法学研究科附属高等法政教育研究センター助教 李妍淑

第3回 8月5日(月)

「世界の工場・中国の労働者と労働現場」

法学研究科附属高等法政教育研究センター /

中国人民大学労働人事学院教授 常凱

第4回 8月19日(月)

「裁判を通じてみた中国社会」

法学研究科附属高等法政教育研究センター講師 徐行

「何故 マイアミ大学 ロースクールなのか？」

北海道大学法学研究科教授 吉田邦彦



ミコスギ・ビレッジにて（ワニの赤ちゃんを抱いて）

1. 序——アメリカの家賃の高騰

思いもかけず、10年振りのサバティカルを急遽戴けることになり、2012年秋より、南フロリダのマイアミ市にきている。本稿では、「何故マイアミにいるのか？」と、しばしば私に向けられるご質問に答えたい。何のことはなくて、極めて現実的な理由がまずある。海外生活者にとっては、近時の円安も相俟って、住居の確保が頭痛の種であるが、こちらに住む友達が、低廉に賃貸家屋を提供してくれたからである（それでも毎月1200ドルで、これだけでも（準）公務員の給料では大変だ。アメリカの大都市はどこでも家賃は高騰していて、10年前にハーバード大学のあるケンブリッジに住んでいたときも、ワンルームで月1500ドルの家賃で、同大学からもらう奨学金の3分の2を費消していた。そして実はマイアミは、《ラテンアメリカからのゲートウェイ》として全米の中でも都市再開発が盛んで、不況から脱した好況不動産の急先鋒とのことで（これについては、Terry Pristin, Miami's Condo Market Rebounds, Stoking a Fresh Building Boom, THE NEW YORK TIMES, May 1st, 2013, B1, B6）、メディカルスクールにきている留学生の話では、都心のブリッケル等の家賃はスタジオで2000ドルを超えると言うから驚くばかりである）。今回は、急な留学であり、事前に奨学金を申請する時間的余裕はなく、慎ましい生活を覚悟しなければいけないからである。

冒頭の質問には、マイアミには《マイアミ・ヴァイス》ではないが独特のイメージがあり、そこにある種の皮肉・揶揄めいた含意を感じるが、読者諸氏は何を想像されるだろうか？アールデコの高級マンションやホテルが立ち並ぶマイアミ・ビーチ、ヘミングウェイが住んだキーウェスト、そこに至る7マイルブリッジ、あるいは自然の楽園エバーグレイズ等だろうか？そういう行楽地と民法とがどう結び付くかと…。確かにマイアミは幾つかの顔を持ち、冬場はカリフォルニアの夏のように快適な快晴の日が延々続く別天地だから、富豪の別荘なども多く、移住者(mobiles)の多いユニークな大都市である。しかし、他方で、黒人地区のオーバータウン、ウェストグローブ、キューバからの難民のコミュニティであるリトルハバナ、ハイアリア、ハイチからの難民の移住者の多いリトルハイチ、中南米からの季節労働者の多い南部のホームステッド、フロリダシティという感じで、パッチワーク状の人種の色つぼ(サラダボール?)を形成している(これにつき、JAN NIJMAN, MIAMI: MISTRESS OF THE AMERICAS(U. of Penn. P., 2011)141-は参考になる)。こうした中で、高所得でもない私は、自動車を購入する経済的余裕もなく、愛車の自転車、都心を走るメトロレールに携えて片道10マイル通勤(通学?)する「判を押したような」毎日、観光地とは無縁の生活を続けている。最寄りのアラパタ駅(セミノール語でワニの意味)のプラット・ホームでふと空を見ると、雲が皆東から西に流れているではないか。「貿易風(trade wind)だ！」と、日本との距離を感じる。

2. マイアミ大学ロースクールの特徴

(1) (マイアミ大学の注目度)

しかしそのような物質的理由だけで、マイアミ大学を決めたのではない。(とくに私にとっては)実に良いロースクールなのである。実は、イェール大学ロースクールのキャラブレージ先生(因みに先生は、82歳の今も現役で、不法行為法の講義と憲法のセミナーを持たれている)も受け入れを進めて下さっていたが、こちらに決まった旨のお詫びのメールを出すと、すぐに「良いところに決まって良かった。涼しい気候が懐かしくなったら、ニューヘイブンにもいらっしゃい」との親切なお返事を戴いた。親友のG・アレクサンダー教授(コーネル大学)、E・ヤマモト教授(ハワイ大学)にも挨拶状を出したら、異口同音に「いい環境のところ良かった」と早速返事をくれ、このようにアメリカでは評価が高いことを最初に確認しておきたい。

(2) (どのような特色があるか?)

それでは、マイアミ大学ロースクールは、どのような特色、強み、魅力があるのだろうか？それを思いつくまに、列挙してみよう。第1に、教授陣の進歩性(progressiveness)、リベラル性である。出身大学の多くはハーバード、イェール、スタンフォード等であり(いわゆる「自家培養」は例外的)、8~9割が批判法学の影響を受け、批判人種法学(最近では、ラティーン批判法学を論ずる論客として、イグレスィアス教授、バスデス教授など)を説くもので占めており、こういう大学は米ロースクールの中でも注目すべきなのである。第2は、法理論志向が強いということで、毎週のように昼食時になされる研究会の名前が「法理論ワークショップ」と称されたりするのはそれを示している。マニング教授は、私の生まれた年から論文を出し続けている超人的な租税法の大家だが、過日の表彰パーティで、「研究者はただ実務を祖述しているだけでは駄目だ」と言われたのが、この雰囲気良く示している。概念法学の法教義学返りをしている日本法とはやはり対蹠的で、リアリズム法学的伝統の定着を実感する。この知的環境が、批判法学をバックボーンとし、「民法理論研究」を標榜する私に如何にフィットするか想像つくだろう。

第3は、法クリニックないしコミュニティ奉仕的法学教育(いわゆる臨床的法学教育)が盛んであることで(分野的には、家族・住宅・消費者問題・移民・貧困コミュニティ支援など)、当ロースクールの進歩性を示すものであり(その中心は隣町のココナットグローブの貧困地区のコミュニティ活動に、尽力するアルフィエリ教授である)、学生をプロボノ活動に促す大きなインパクトとなっている(これについては、吉田邦彦「プエルトリコ・サンファンでの米臨床法学会報告」法律時報85巻9号(2013)でも記した)。なお、同僚相互の雰囲気は良く、かつてのハーバードのように、教員相互が敵対しあって、人事も停滞するというようなことはない。



(3) (分野的な特質)

強力な領域としては、第1に、家族法ないしそれと隣接の刑事法分野（医事法もされるクーム教授、DV問題の第一人者のコーカー教授、DVとともに低所得者住宅法もやるマホニー教授、ジェンダー問題で活躍中のフランク准教授など）、そして第2に、移民法・国際法（国際人権法）の分野も土地柄なのか、陣容豊かである（ハイチ問題の第一人者のストツキー教授、もともとドイツ史（ワイマール共和国史）専門のエイブラハム教授、社会学の見地からのポルテス教授（両者ともに、プリンストンからの移籍組）、国際人権領域では、哲学の見地からのニケル教授、所有法からアプローチするシュナブリー教授等である）。また第3は、第2とも関連する労働法領域で、その論客として（既に触れたエイブラハム教授以外に）ケースビア教授がおられるが、引退されたのが遺憾だ。

こうして見てくると、学生がどう見ているかはともかく、教員の質は高く、フロリダ州ではもちろんトップ、全米でも一流と称せられる目安の20本の指に入るのではなかろうか（因みに、学生のランキングとして、22(5) THE NATIONAL JURIST 27, 29 (2013) によれば、フロリダ州立大学が34位、マイアミ大学は57位となっているが、そこでの教員評価は、前者がCであるのに対し、後者はAである。また、こうしたマイアミ大学ローカールの質向上のためには、優れた研究者のリクルート（つまり人事）が最重要事だが、その方面の功労者の一人は、S・メンチコフ教授（ハーバードやシカゴでの女性教員の草分けで、K・ルウェリンの妻。専門は、UCCや契約法・労働法。70年代から80年代にかけての当ロースクールのディーン）だと同ったことがある。かくて、彼女のリアリズム法学の息吹が、当大学の批判法学の根底にあるのかもしれない。

3. おまえは何をやっているのか？

(1) (環境の良さ)

このような豊かな人的交流とともに、環境も素晴らしい。図書館をとり囲むように、オフィスがあり、寝袋を持ち込んで大学で一夜を過ごすことも少なくなく（夜遅くまで所用があるときには、前記電車の駅は貧困地区にあり、自転車通勤は危険なのである）、「ふんだんな書籍の宝の山はまさに天国。至福の読書の時間が止まってくれば…」



マイアミ大学キャンパス内のオセオラ湖

*オセオラは、第二次セミノール戦争（1835～1842年）で活躍した、フロリダ・セミノール・インディアンの武将。同戦争で勝利するが、後のジャクソン大統領率アメリカ軍に停戦だと騙されて誘いだされて、直ちに鎖に縛られ、1838年にチャールストンの監獄で死亡してからは、その首がはねられて、サーカスの見世物とされた。

と思うことも一再ならずある。サンクスギビングのパーティなどで、スタッフが一堂に揃うと、その豊かさに驚嘆する（日本とは比べ物にならないであろう）。近時のロースクールの危機の議論（申請者の激減、ロースクール生の借金の多さなど）（例えば、BRIAN TAMAHANA, FAILING LAW SCHOOL (U.Chicago P., 2012) 参照）は、当大学に係るのかは、目下調査中である。

(2) (関心事)

「光陰矢の如し」で、残りの滞在期間も少なくなった。昔のように、もう1年などと言ってられないし、成果の少なさに忸怩たるものがある（6冊目の論文集の作業をしていたと言っても、言い訳にもならないだろう）。そうした中で、第1に、近時は先住民の補償問題を行っていることとの関係で（吉田邦彦・アイヌ民族の先住補償問題（さっぽろ自由学校「遊」、2012）参照）、フロリダ州の先住民民族であるセミノール族やミコスギ族の問題の知見を広げたいし、カリブ海のジャマイカの西インド諸島の先生と、同島の奴隷補償問題を議論した。第2に、移民法の研究に着手し、クロームの拘留施設にも調査に行った（そこには、送還される不法移民等多数拘留されている）。また第3に、マイアミならではのことで（毎年11月のアートバーゼルは、一大行事だし、ウィンウッドのように芸術での貧困地区再開発という例もある。これについては、Lizette Alvarez, Breathing Life, and Art, Into a Downtrodden Neighborhood, THE NEW YORK TIMES, NATIONAL SUNDAY, p.24, 30 参照）、芸術法の勉強も始めた（その方面の第一人者のユライス准教授も当大学だ）。

(3) (研究会の件)

いずれも「乞うご期待」というところだが、去る5月初めにこちらでのランチョン研究会報告も行った。これは試練だったが、好環境を与えて下さっているお返しとして、



ランチョン研究会報告風景

是が非でもしなければならなかった。しかしそのハードルは高く、当ロースクールの報告の作法として事前に学術ペーパーを提出し、教授会構成員の全員がそれを研究会の前に読んで、当日は次々と長時間質問ないしコメントを浴びるのである。戦略的に質疑の時間を短くしようと、長めのパワーポイント報告をしたら、「それならば、2時半まで議論しよう。」と散々絞られたが、いい経験だった。やはりこちらは、「意見表明ないし議論を通じて認識される」世界であり、さらにこちらの研究会の素晴らしいのは、「研究会は一つ」であることで、それが風通しの良い「同僚関係・同僚意識 (colleagiality)」を形成する際の要となる。専門分野を超えて、教授陣全てが出てきて多方面から議論してくれるのは極めて有益で、やたら専門分化ないし蝸壺化して多くの研究会が林立しているどこかの大学とは異なる。そういう意味で、マイアミ大学ロースクールの先生皆に「有難う！」とお礼申し上げたい。

*因みにこちらのロースクールのウェブ (<http://www.law.miami.edu/prospective-students/miami-law-history.php?op=0>) では、「学際的法学研究においては、当ロースクールは、全米でも最強の教員集団のひとつで、現代社会的問題、例えば、移民、貧困、家庭内暴力、犯罪、民主主義と憲法論、インターネット等を扱っている」と記されている。

(2013年7月、フロリダ州マイアミ大学にて)

デジタル版ブックレットへの移行と 移行後第1号（通算33号）の発行について

当センターでは、当センターが主催した講演会やシンポジウムの模様を文字に再現したブックレットをこれまで通算32冊公刊し、同時にネット上でも全文を公開してきました。当センターの活動成果を広く社会に還元するルートとして好評を博してきたところです。しかし、社会のペーパーレス化状況、印刷物保管のスペース節約の要請に棹さし、また読みたいときにネットに接続して読むというのがこれからのスタイルであることに鑑み、今後は紙印刷版を廃止し、ネットデジタル版に一本化することとします。なお、これまでの号もすべて当センターのホームページから全文ダウンロードが可能です。

デジタル版への移行第1号として、2013年9月7日に北海道大学で開催された当センターと「現代中国法研究会」との共催シンポジウム「中国法の変容と不変」での諸報告と討論の模様を収録した『中国における非ルール型法のゆくえ』を発行する準備を進めています。シンポでは中国法制史家の寺田浩明教

授（京都大学）が帝政時代中国法について提起した「非ルール型法」というコンセプトを、現代中国法にも援用することの有効性と問題性について、中国法の専門家が議論しました。寺田教授ご自身による寺田テーゼのエッセンスの提示に続き、民法法分野から王晨教授（大阪市立大）、刑法法分野から坂口一成准教授（大阪大、本ブックレットには未収録、別途公表予定）、環境法分野から桜井次郎准教授（神戸外大）がそれぞれ報告し、フロアーから高見澤磨教授（東京大）、鈴木賢教授（北海道大）などが討論に加わりました。

改革開放路線への転換以後、30数年を経ても中国法にはなお、異質感が払拭されず、法の実効性を疑わせる事態が頻発しています。その根源が中国人がイメージする法の違いにあるとすれば、そもそもの外れな期待をしていることになります。ブックレットでは中国法が近代法と何が違うのか、なぜ違うのかという根本問題に迫る議論が展開されました。ご期待下さい。

センター所属教員 （2013年11月現在）

センター長 鈴木 賢

ガバナンス部門

尾崎一郎（部門責任者）

張 千帆

米田雅宏

徐 行

法動態部門

常本照樹（部門責任者）

鈴木 賢

吉田広志

高 影娥

グローバル化部門

長谷川 晃（部門責任者）

鈴木一人

空井 護

ハズハ ブラニスラヴ

蘇 義淵

表紙の写真

北大・大野池の秋景 （北12条西8丁目）

北大・工学部の隣、法学研究棟からもほど近い大野池は、学生や教職員はもちろん、近隣住民にも人気のスポット。四季折々の木々や草花、鴨たちの姿が目を楽しませてくれます。一時はどぶ沼と化していたというこの池の再生に尽力した故・大野和男工学部教授にちなみ、いつからか大野池と呼ばれるようになったそうです。



【編集後記】

◆編集作業が終わって、記事を読み返すと、改めて中国関連のイベントの多さに驚きました。日中関係の冷え込みで、交流活動のキャンセルをこの1年間で何度も経験しましたが、諦めずに頑張れば、何とかなんと再確認できました。（徐行）

◆大変お待たせいたしました。今号は掲載イベント数も多く、予想以上に制作時間がかかりましたが、なんとか完成。ご高覧いただければ幸いです。それにしても光陰如箭、お手元に届く頃には札幌は雪景色かも…。（小林）

J-mail 第41号

●発行：2013年11月15日 ●発行人：北海道大学 大学院 法学研究科 附属高等法政教育研究センター

●〒060-0809 札幌市北区北9条西7丁目 ●Phone/Fax：011-706-4005 ●E-mail：jcenter@juris.

hokudai.ac.jp ●HP：http://www.juris.hokudai.ac.jp/~academia/